

平成18年2月13日

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会
会長 小坂 櫻 男 殿

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会
助役会長 伊那市助役 酒 井 茂

地域自治区長の給料、地域協議会委員の報酬等について（報告）

このことについて、下記のとおり協議案を作成しましたので、報告します。

記

給料の額等

職 名	給料、報酬		期末手当支給月数		退職手当支給月数
	金 額	区分	6 月	1 2 月	
地域自治区長(総合支所長)	580,000円	月額	1.4×1.6	1.4×1.75	勤務月数×20/100
地域協議会委員	5,000円	日額			

市議会議員が地域協議会委員を兼任する場合には、日額2,500円とする。

付記

1 地域自治区長

地域自治区長の職はあくまでも市の内部機関であり、市長の権限に属する事務の一部を補助執行する立場であるが、分権型のまちづくりや現地解決型の行政運営を推進する中心的な職であり、なだらかな合併を実現し、新市の円滑な運営に努めるという重い責任を負うことになる。

総合支所が所掌する事務は、特定の分野に限られるものではなく、新市の事務の全般に及ぶことから、地域自治区長の決裁権限は助役に準拠することを基本としているが、全市の業務を統括する助役に対し、その所掌する事務が旧町村のエリアに限られる地域自治区長の職責は助役とは異なる。

これらの事情を勘案し、地域自治区長の給料は、教育長と部長の中間が望ましいとの考え方から、次のとおり決定した。

(1) 給料

$$\left(\begin{array}{l} \text{教育長の給料 } 654,000\text{円} \\ \text{一般職の職員の最高号俸 } 7\text{級}61\text{号 } 460,300\text{円} + \text{管理職手当}10\% \end{array} \right)$$
$$(654,000\text{円} + 506,330\text{円}) \times 1/2 = 580,165\text{円}$$

(2) 期末手当

市長、その他の常勤特別職と同じ基準とする。

(3) 退職手当

飯田市の例に準じる。

2 地域協議会委員

地域協議会は、法令に基づく市の機関であるが、住民や地域の団体等の主体的な協働活動の場であり、委員の活動は、あくまでも住民の担う自発的な活動と位置づけられて

いる。専門性が重視される審議会委員などの役割とは性格が異なり、この制度を法制化する際に衆参両院の総務委員会は、原則として無報酬とすべきことを周知するように附帯決議をしている。

しかし、合併協議会では、地域協議会の委員を住民協働によるまちづくりを推進する要と位置付け、その職責に応じた報酬を支払うことを確認している。

これらの状況を踏まえるとともに地域の実情に鑑み、会長及び副会長を含む地域協議会の委員の報酬は、特別職報酬等審議会の答申における「その他、条例に基づく委員」と同額とする。